

習志野市ふるさと納税代行事業委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

	受付日	質問内容	回答
1	令和6年7月9日	実施要領 p.4 9. 金額の見積について (2) 「ワンストップ特例申請書受付・審査業務に関する市と受注者の間での申請書類の受け渡しに係る費用は実費とし、見積金額には含まない。」 とございますが、弊社でワンストップ特例申請書を受取り、再委託先に転送を行う予定です。 この転送に係る費用も実費としてよいでしょうか。	受注者が市に代わりワンストップ特例申請書を受け取り、実際に事務処理を行う再委託先へ転送する費用は「ワンストップ特例申請書受付・審査業務に関する市と受注者の間での申請書類の受け渡し等に係る費用」に該当し、その転送方法は事前に市と協議の上、実費を市が負担します。今回の見積金額には含みません。
2	令和6年7月9日	仕様書 p.4 6. 業務の詳細 (5) 「ワンストップ特例申請書の原本は、寄附年の翌年1月末まで受注者が保管し、寄附年の翌年3月末までに一括して本市へ引き渡すこと。」とございますが、ワンストップ特例申請書の原本を毎月貴所に引き渡しとする事は可能でしょうか。	受付・審査を行ったワンストップ特例申請書について、月ごとや数カ月ごとでまとめて引き渡すことが可能である場合は、それを可とします。

3	令和6年7月10日	仕様書 p.2 6. 業務の詳細 (1) レビューへの対応とは如何なる業務 or 作業を指すものでしょうか？	レビュー対応とは、各ポータルサイト上で寄附者からの返礼品等に関するレビュー（苦情・要望を含む）について、以後も本市を応援していただけるよう返答していただく業務です。 なお、本市に対する要望など、回答にあたって本市の判断を要する場合は、本市と相談の上で対応するものとなります。
4	令和6年7月10日	仕様書 p.4 6. 業務の詳細 (5) ワンストップ特例申請処理に対し、「ふるさと納税 do BPO 機能」での遂行（再委託）は可能でしょうか？	ワンストップ特例申請書の受付・審査業務について、それを実現可能な再委託先への再委託は可能です。
5	令和6年7月10日	仕様書 p.6 7. 報告及び検査 (1) 業務報告書の提出期限について、弊社会計上の事由により、仕様書の「毎月10日」の期限を「末日」まで許容は可能でしょうか？よって請求支払いが翌々月末日までと相成ります。	業務報告書について、本市の会計事務処理上、支障がないことから寄附日が属する月の翌月末までの提出を可とします。
6	令和6年7月10日	実施要領 p.4 10. 選定に関する事項 (1) 本公募について、プレゼンテーションの実施要項は記述されておりませんでした、選考としては企画書等の書類選考のみでの選定と理解してよろしいでしょうか？	今回の公募型プロポーザルにおいては、書類選考のみでの選定となります。

7	令和6年7月10日	現在の返礼品情報および画像は自治体様に権利が帰属し、提供いただけるものでしょうか？	現在各ポータルサイトに掲載されている返礼品の写真や情報（取材内容等）の権利は現在の受注者に帰属していることから、市より提供することはできません。受注者は令和7年2月1日の業務開始までに改めて準備いただく必要があります。 なお、準備期間に係る費用は受注者負担となります。
8	令和6年7月10日	令和5年度の返礼品毎の実績（件数/金額）をご教示願えますか？	個別の返礼品に関する寄附の件数、実績については、実施要領8ページに掲載している情報までとします。 【参考】 実施要領 p.8 【参考事項】習志野市のふるさと納税制度の現状（2）